

別表六の二(十六)

「14」、「32」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表六の二(十六) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

当該連結親法人事業年度における雇用(各連結法人の別表六「4」の合計)		「14」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「10571」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額		
標準雇用者(各連結法人の別表六の二「6」の合計)	(2)			
標準雇用者(1)	(1)			
給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「39」の合計)	4	円	当期税額基準額 $(10) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$	11
比較給与等支給額の合計額(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「47」の合計)	5		当期税額控除可能額 ((9)と(11)のうち少ない金額)	12
特定地域基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「12」の合計)	6	人	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑩」)	13
調整基準雇用者数(2)-(16)	7		当期税額控除額 (12)-(13)	14
地方事業所基準雇用者数(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「18」の合計)				
地方事業所特別基準雇用者数(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「21」の合計)				
地方事業所特別税額(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「27」の合計)				
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の15の2第2項」※1 又は「第68条の15の2第2項」※2 ② 「区分番号」欄：「10554」※1 又は「10583」※2 ③ 「適用額」欄：「32」欄の金額 ※1 平成29年旧措置法第68条の15の2第2項(区分番号：「10554」) 平成29年4月1日以前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第2項(区分番号：「10583」) 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度				
税額基準額残額(別表六の二(十五)「16」)	29			
当期税額控除可能額(30)と(31)のうち少ない金額)	30			
調整前連結税額超過構成額(別表六の二(二十四)「7の⑩」)	31			
個別非特定新規雇用者超過数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「27」の合計)	23		当期税額控除額 (30)-(31)	32
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算				
地方事業所特別基準雇用者数の合計(各連結法人の別表六の二(十六)付表一「32」の合計)	33	人	当期税額控除可能額 ((34)と(35)のうち少ない金額)	36
地方事業所特別税額控除限度額 30万円×(33)+(各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計)	34	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の⑩」)	37
差引当期税額基準額残額 (28)-(12)-(30)-(別表六の二(十五)「16」)	35		当期税額控除額 (36)-(37)	38
法人税額の特別控除額 (14)+(32)+(38)				39